

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西脇市は国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県西脇市長

## 公表日

令和3年8月16日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険税に関する事務とは、地方税法及び西脇市国民健康保険税条例に基づき、被保険者が納める国民健康保険税の課税事務(以下を参照)のことを指す。</p> <p><b>【転入者の所得情報把握事務】</b>            当初賦課処理で必要となる所得情報の取り纏めを実施する。            ①1月2日以降に転入した対象者の所得情報を把握するため、1月1日時点で被保険者が存在した自治体に所得照会書を送付し、所得の把握を実施する。            ②所得不明者の所得情報を把握するため、簡易申告書を送付し、所得の把握を実施する。</p> <p><b>【当初賦課決定事務】</b>            世帯内の被保険者における所得、資産情報等を基に賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。            ①繰越損失台帳の作成            ②当初賦課税額決定            ③納税通知書の作成            徴収区分に合わせた賦課決定通知書を作成し、納税義務者に送付する。</p> <p><b>【賦課更正事務】</b>            賦課決定通知後に被保険者の異動、所得情報や資産情報の変更、軽減及び減免の申請がある場合、賦課決定内容を変更して更正決定通知書を送付する。</p> <p><b>【年金特別徴収に係る対象者の通知】</b>            年金からの特別徴収により国民健康保険税を徴収する被保険者の情報を、年金保険者に通知する。</p> <p>&lt;特定個人情報の利用について&gt;            「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、国民健康保険税に関する事務では特定個人情報を以下のように取り扱う。</p> <p>I. 個人番号の取得            ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得)            ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。</p> <p>II. 個人番号の利用            ①本人確認(真正性確認)            本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。            ②帳票への印字            各事務にて使用する各種帳票(申請書など)に個人番号を出力する。</p> <p>III. 特定個人情報の提供・照会            ①情報提供ネットワークシステムへの情報提供および照会を行う。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名システム</li> <li>・国民健康保険システム</li> <li>・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)</li> <li>・中間サーバ</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名特定個人情報ファイル</li> <li>・国民健康保険特定個人情報ファイル</li> </ul>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の項番16            地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>2. 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条            地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2            (別表第2における情報提供の根拠)            第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠)            (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの)27の項</p> <p>上記27項により、以下の情報公開が可能と定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」</li> <li>・「都道府県知事等」より「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」</li> <li>・「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの」</li> <li>・「厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等」より「年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの」</li> <li>・「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの」</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	西脇市 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒677-8511 兵庫県西脇市下戸田128番地の1 西脇市役所 税務課 電話:0795-22-3111(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒677-8511 兵庫県西脇市下戸田128番地の1 西脇市役所 税務課 電話:0795-22-3111(代)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

